

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	備考
<p><b>1 総則・一般</b></p> <p><b>1-2 用語の定義</b></p> <p>3. 「検査員」とは、設計業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約約款第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p><b>1-19 検査</b></p> <p>1. 受託者は、契約約款第31条第1項の規定に基づき、業務完了届を委託者に提出する際に、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、担当職員に提出していなければならない。</p> <p><b>1-20 修補</b></p> <p>4. 検査員が指示した期間内に修補が完了した場合に、委託者は、契約約款第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受託者に通知するものとする。</p> <p><b>1-22 契約変更</b></p> <p>1. 委託者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務の契約変更を行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合</p> <p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 担当職員と受託者が協議し、設計業務履行上必要があると認められた場合</p> <p>(4) 契約約款第30条の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p>	<p><b>1 総則・一般</b></p> <p><b>1-2 用語の定義</b></p> <p>3. 「検査員」とは、設計業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約約款第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p><b>1-19 検査</b></p> <p>1. 受託者は、契約約款第30条第1項の規定に基づき、業務完了届を委託者に提出する際に、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、担当職員に提出していなければならない。</p> <p><b>1-20 修補</b></p> <p>4. 検査員が指示した期間内に修補が完了した場合に、委託者は、契約約款第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受託者に通知するものとする。</p> <p><b>1-22 契約変更</b></p> <p>1. 委託者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務の契約変更を行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合</p> <p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 担当職員と受託者が協議し、設計業務履行上必要があると認められた場合</p> <p>(4) 契約約款第29条の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p>	<p></p> <p>契約約款改正による修正</p> <p>契約約款改正による修正</p> <p>契約約款改正による修正</p> <p>契約約款改正による修正</p>

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	備考
<p><b>1 総則・一般</b></p> <p><b>1-23 履行期間の変更</b></p> <p>3. 受託者は、契約約款第 22 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約約款第 23 条の規定に基づき、委託者の請求により履行期間を短縮した場合、受託者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p><b>1-25 委託者の賠償責任</b></p> <p>委託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約約款第 27 条に規定する一般的損害、及び契約約款第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、委託者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p><b>1-26 受託者の賠償責任等</b></p> <p>受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約約款第 27 条に規定する一般的損害、及び契約約款第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約約款第 40 条に規定する契約不適合責任に係る損害</p> <p>(3) 受託者の責により損害が生じた場合</p>	<p><b>1 総則・一般</b></p> <p><b>1-23 履行期間の変更</b></p> <p>3. 受託者は、契約約款第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約約款第 22 条の規定に基づき、委託者の請求により履行期間を短縮した場合、受託者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p><b>1-25 委託者の賠償責任</b></p> <p>委託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約約款第 26 条に規定する一般的損害、及び契約約款第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、委託者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p><b>1-26 受託者の賠償責任</b></p> <p>受託者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約約款第 26 条に規定する一般的損害、及び契約約款第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約約款第 39 条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>(3) 受託者の責により損害が生じた場合</p>	<p></p> <p>契約約款改正による修正</p> <p></p> <p>契約約款改正による修正</p> <p></p> <p>民法の改正に伴う修正</p> <p>契約約款改正による修正</p>

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	備考
<p><b>1 総則・一般</b></p> <p><b>1-27 部分使用</b></p> <p>1. 委託者は、次の各号に掲げる場合において、契約約款第 33 条の規定に基づき、受託者に対して成果品の部分又は一部の使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p><b>1-31 現場管理と安全の確保</b></p> <p>8. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 設計業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>1 総則・一般</b></p> <p><b>1-27 部分使用</b></p> <p>1. 委託者は、次の各号に掲げる場合において、契約約款第 32 条の規定に基づき、受託者に対して成果品の部分又は一部の使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p><b>1-31 現場管理と安全の確保</b></p> <p>8. 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 設計業務に伴い伐採した立木等を処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>契約約款改正による修正</p> <p>表現の適正化</p>

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	備考
<p><b>3 河川部門</b></p> <p><b>3-5-5 樋門・樋管補修設計</b></p> <p>1. 業務目的</p> <p>樋門・樋管補修設計は、樋門長寿命化計画に基づき、既設の樋門・樋管の延命化措置として必要な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>樋門・樋管補修設計の業務内容は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 作工物調査</p> <p>受託者は、既設の樋門・樋管について、設計条件に必要となる詳細な実測を行い、平面図、一般図、構造図等を作成するものとする。</p> <p>現地調査に伴い伐採・伐開、堆積土砂や流倒木の除去作業が必要となる場合は、担当職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(2) 損傷個所の確認調査</p> <p>受託者は、樋門・樋管補修設計に先立ち、樋門・樋管の損傷状況を確認するとともに、必要となる各種試験を実施するものとする。</p> <p>作業項目は、外業（現地踏査、外観変状調査、形状寸法測定）及び内業（データ整理、損傷図作成、補修箇所の抽出）とする。</p> <p>外観変状調査及び形状寸法測定において、ひび割れや遊離石灰、局部的に断面補修等が必要な損傷箇所を目視・打音等により確認し、損傷箇所の形状寸法を計測するとともに、データの整理及び損傷図の作成を行い、補修が必要な箇所の抽出を行うものとする。</p> <p>損傷箇所の確認調査において、現地調査により損傷箇所数の区分に変更が生じる場合は、設計変更の対象とする。</p> <p>現地調査に伴い仮施設（作業用足場等）が必要となる場合は、担当職員に報告し、指示を受けるものとする。</p>	<p><b>3 河川部門</b></p>	<p>項目の追加</p>

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	備考									
<p>(3) 塗装サンプル採取</p> <p>受託者は、「塗膜の剥離等作業にかかる取り扱いについて(通知)」に準拠し、手工具による塗膜サンプル採取を行い、有害物質(鉛化合物、クロム、PCB)の含有量試験を実施するものとする。</p> <p>作業内容は、採取箇所の清掃作業、採取用具の取付作業、用具による塗膜採取、塗膜採取後の回収作業、用具の取外し作業、塗膜採取後の鋼材面補修とする。</p> <p>清掃作業から補修作業までは同日作業とし、採取塗膜は適正に処理(運搬・処分)するものとする。</p> <p>PCBが含有する場合は、採取した塗膜の処理方法について担当職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(4) 樋門・樋管補修設計</p> <p>受託者は、樋門長寿命化計画に基づき、既設の樋門・樋管の延命化措置として必要な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成するものである。</p> <p>樋門・樋管補修設計は、構造計算を必要としない下表の補修内容(ひび割れや遊離石灰、断面補修等の局所的な損傷箇所の補修設計)に適用するものとし、構造計算が必要な改築等の検討を行う場合は、担当職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="246 1289 1314 1591"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象部材</th> <th>補修内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート部</td> <td>函体、門柱、操作台、胸壁、翼壁</td> <td>ひび割れ注入工法、表面塗装工法、充填工法、断面修復工など</td> </tr> <tr> <td>鋼材部</td> <td>扉体、巻上機、戸当り、防護柵、管理橋</td> <td>塗装塗替工法、部材更新(交換)など</td> </tr> </tbody> </table>	対象部材		補修内容	コンクリート部	函体、門柱、操作台、胸壁、翼壁	ひび割れ注入工法、表面塗装工法、充填工法、断面修復工など	鋼材部	扉体、巻上機、戸当り、防護柵、管理橋	塗装塗替工法、部材更新(交換)など		
対象部材		補修内容									
コンクリート部	函体、門柱、操作台、胸壁、翼壁	ひび割れ注入工法、表面塗装工法、充填工法、断面修復工など									
鋼材部	扉体、巻上機、戸当り、防護柵、管理橋	塗装塗替工法、部材更新(交換)など									

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	備考
<p>(ア) 設計計画</p> <p>受託者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、札幌市土木設計業務共通仕様書（以下、共通仕様書という）1-12 設計業務計画書 第2項に示す事項について設計業務計画書を作成し、担当職員に提出するものとする。</p> <p>(イ) 補修設計（コンクリート部）</p> <p>受託者は、収集した資料及び調査結果より、樋門のコンクリート部に関する補修箇所を決定し、経済性を考慮した補修方法の比較・選定を行い、共通仕様書 1-45 設計業務の成果に基づき設計図面及び数量計算を作成するものとする。</p> <p>(ロ) 補修設計（鋼材部）</p> <p>受託者は、収集した資料及び調査結果より、樋門の鋼材部に関する補修箇所を決定し、経済性を考慮した補修方法の比較・選定を行い、共通仕様書 1-45 設計業務の成果に基づき設計図面及び数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(エ) 施工計画</p> <p>受託者は、樋門補修に伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討するものとする。施工計画により必要となる仮設施設（仮締切、仮排水、工事用道路、防寒囲い等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響を考慮して、共通仕様書 1-45 設計業務の成果に基づき設計図面及び数量計算書を作成し、仮設計画を策定する。</p> <p>なお、特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。</p>		

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	備考
<p>(オ) 塗膜剥離作業仮設工設計</p> <p>受託者は、塗膜中に有毒物質（鉛化合物、クロム、PCB）の含有が確認された場合には、「鉛中毒予防規則」及び「特定化学物質障害予防規則」に準拠し、適正な塗膜剥離作業形式の検討を行い、必要となる仮設工について、共通仕様書 1-4-5 設計業務の成果に基づき設計図面及び数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(カ) 照査</p> <p>受託者は、下記に示す事項を標準として照査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。</li> <li>・一般図を基に構造物の位置、施設形状、補修方法が適切であるかの照査を行う。</li> <li>・設計方法及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工法についても照査を行う。</li> <li>・設計計算、設計図面、数量計算書の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</li> </ul> <p>(キ) 報告書作成</p> <p>受託者は、設計業務の成果として、共通仕様書 1-4-5 設計業務の成果に準じて、設計業務成果概要書、設計図書、数量計算書、概算工事費、施工計画書、現地調査結果等のとりまとめを行い、報告書を作成するものとする。</p>		

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	備考
<p>3. 貸与資料</p> <p>委託者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川現況台帳</li> <li>・ 樋門・樋管台帳</li> <li>・ 樋門点検業務成果品</li> <li>・ 施工図面一式</li> </ul> <p>4. 提出成果品</p> <p>樋門・樋管補修設計の成果品は、下記を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補修計画</li> <li>・ 設計図（作工物調査図、損傷図、損傷箇所図、補修一般図、補修詳細図、仮設工図等）</li> <li>・ 数量計算書</li> </ul>		



札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和2年10月版	(旧) 令和元年10月版	備考
<p><b>3 河川部門</b></p> <p><b>3-10 設計に当たって使用する図書</b></p> <p>1. 「河川事業実務要領」(社団法人北海道土木協会 平成18年9月発行)によるものとする。</p> <p>2. 「河川事業設計要領」(北海道建設部土木局河川課 平成31年4月改訂)によるものとする。</p>	<p><b>3 河川部門</b></p> <p><b>3-10 設計に当たって使用する図書</b></p> <p>1. 「河川事業実務要領」(社団法人北海道土木協会 平成18年9月発行)によるものとする。</p> <p>2. 「河川事業設計要領」(北海道建設部土木局河川課 平成25年8月改訂)によるものとする。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>